

# 平成25年度第3回大船渡市都市計画審議会

日 時 平成26年3月26日（水）午後1時30分

場 所 大船渡市民文化会館 マルチスペース

## 次 第

### 1 開 会

### 2 市長あいさつ

### 3 議事

(1) 議案第1号 大船渡駅周辺地区地区計画の決定について

(2) 議案第2号 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(大船渡地区)の変更について

(3) その他

### 4 その他

説明 都市計画マスタープランについて

### 5 閉会

平成25年度

第3回大船渡市都市計画審議会議案書

日 時 平成26年3月26日（水）午後1時30分  
場 所 大船渡市民文化会館 マルチスペース

大船渡市都市計画審議会

大船渡市都市計画審議会付議案件

議案第1号 大船渡駅周辺地区地区計画の決定について

議案第2号 一団地の津波防災拠点市街地形成施設(大船渡地区)の変更について

## 議案第 1 号

大船渡都市計画 大船渡駅周辺地区地区計画の決定について

標記について、大船渡市長から次のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

## 大船渡都市計画 地区計画の決定（大船渡市決定）

大船渡都市計画大船渡駅周辺地区地区計画を次のように決定する。

名 称		大船渡駅周辺地区地区計画
位 置		大船渡市大船渡町字新田、字台、字茶屋前、字野々田、字笹崎及び字永沢の各一部
面 積		約 36.1ha
区域の 整備・ 開発及 び保全 の方針	地区計画の目標	本地区は、津波からの安全なまちづくりを目指して土地 区画整理事業及び津波復興拠点整備事業を行い、地盤を嵩 上げすることにより、安全な市街地の形成を図ることを目 標とする。
	その他当該区域 の整備・開発及び 保全の方針	盛土は、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の 造成工事竣工時の高さを維持するように努め、安全・安心 な市街地形成を目指す。
地区 整備 計画	建築物 等に関 する事 項	建築物 等の形 態又は 意匠の 制限
		地盤面の高さは、土地区画整理事業及び津波復興拠点整 備事業の造成工事竣工時の高さから下げてはならない。 ただし、整地（土壌入れ替え、隣接する高さの違う宅地 を整地する場合等）、造園、出入り口又は車庫の設置のた めの変更はこの限りでない。

「区域は、計画図表示のとおり」

### 理 由

土地の嵩上げによって整備された一定の安全性を有する市街地について、道  
路、公園等の公共施設に加え、造成された宅地の集合体が津波に対して安全な  
市街地を構成することから、その土地の改変が無秩序に行われないう、本案  
のとおり決定するものである。

## 決定理由書

大船渡市の中心市街地である大船渡駅周辺地区は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により壊滅的な被害を受けており、大船渡市復興計画に基づき、復興まちづくりに取り組んでいるところである。

地区計画を決定しようとする大船渡駅周辺では、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業を活用し、土地の嵩上げを行うことで安全で快適な市街地の形成を目指している。

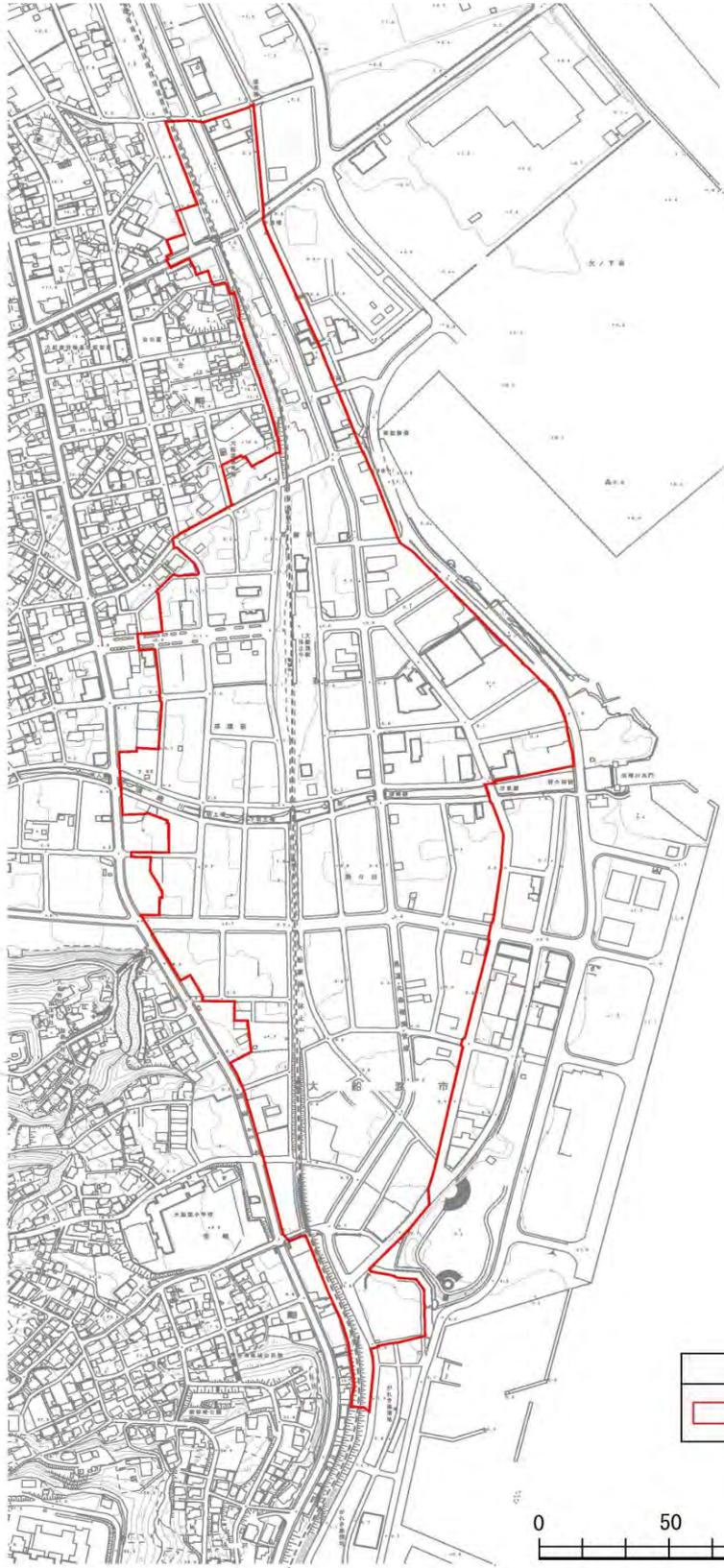
当該地域の土地の嵩上げによって整備された一定の安全性を有する市街地については、道路、公園等の公共施設に加え、造成された宅地の集合体が津波に対して安全な市街地を構成することから、その土地の改変が無秩序に行われないように、地区計画により保全を図ろうとするものである。

概要図

# 大船渡都市計画

議案第 1 号

大船渡駅周辺地区地区計画の決定(大船渡市決定)



凡 例	
	地区計画区域(約36.1ha) 【地区整備計画区域】

## 議案第 2 号

大船渡都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）の変更について

標記について、大船渡市長から次のとおり当会に付議されたので、審議を求める。

大船渡都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）の変更

大船渡都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）を次のように変更する。

名 称		一団地の津波防災拠点市街地形成施設（大船渡地区）					
位 置		岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前、字野々田及び字笹崎の各一部					
面 積		約 10.4ha					
住宅施設、 特定業務施設又は公共施設 の位置及び規模	公益的施設	約 8.0ha	備考	一時避難施設、地域交流施設及び商業施設等を適宜配置する。			
	特定業務施設	約 0.4ha		事務所及び物流施設等を適宜配置する。			
	公共施設	道路	種別	名称	幅員	延長	備考
			都市計画道路	3・6・14 大船渡細浦線	20m	約 110m	
		都市計画道路	3・4・2 野々田明神前線	20m	約 150m	別に都市計画において定めるとおりとする。	
	上記の都市計画道路のほか、区画道路及び交通広場を適宜配置する。						
緑地	市街地における緑とオープンスペースを確保し、都市景観の向上等を図るため、緑地を適宜配置する。						
その他公共施設	河 川 幅員約 35m、延長約 205m 下水道 汚水については、公共下水道により集水し流末処理場を経由して大船渡湾へ放流する。 上水道 大船渡市水道により供給する。						
小計		約 2.0ha					
建築物の高さの最高限度若しくは最低限度		—					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度		400%以下					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		80%以下					

「区域、公益的施設、特定業務施設、公共施設の位置は計画図表示のとおり」

理 由

津波が発生した場合においても都市機能を維持する拠点となる市街地を形成し、本地区の復興を先導するため、本案のとおり変更する。

## 変更理由書

本地区を含むJR大船渡駅を中心とした市街地は、古くから、本市の中心市街地を形成しており、商店街やスーパー、飲食店等が数多く立地していた。

東日本大震災の大津波により、本地区及びその周辺市街地においても、建物の流出や、地盤沈下、道路の陥没・亀裂、ライフラインの寸断等、壊滅的な被害を被った。

本地区では、これまで本市の産業を牽引してきた経緯を踏まえ、大船渡市復興計画においては、将来的にも本市の中心市街地として、産業の復興を図るとともに、より安全な市街地を形成していくこととしている。

既決定の区域は、早期の復興を目指すために、本地区の復興を先導する拠点として、平成25年5月に決定した。

その後、大船渡市では、学識経験者や地元商業者、庁内関係部署を含めた津波復興拠点整備事業ワーキンググループにおいて、本地区の整備方針や公共公益施設、商業業務施設等の導入する方針を検討し、津波復興拠点基本計画(案)を策定した。

さらに、平成25年9月には、津波復興拠点整備事業専門委員会を立ち上げ、この基本計画(案)に基づく整備に向けた必要事項を専門的見地から検討を進めている。

こうした検討の中で、当初想定していた施設の周辺についても、津波防災拠点施設、津波復興拠点支援施設、公共施設及び商業業務施設や特定業務施設の整備方針並びに拠点内の道路や交通広場等の整備方針が策定されたことから、本地区が有すべき諸機能に係る施設を一団地の施設ととらえ、一体的に整備するために、区域を拡大するものである。

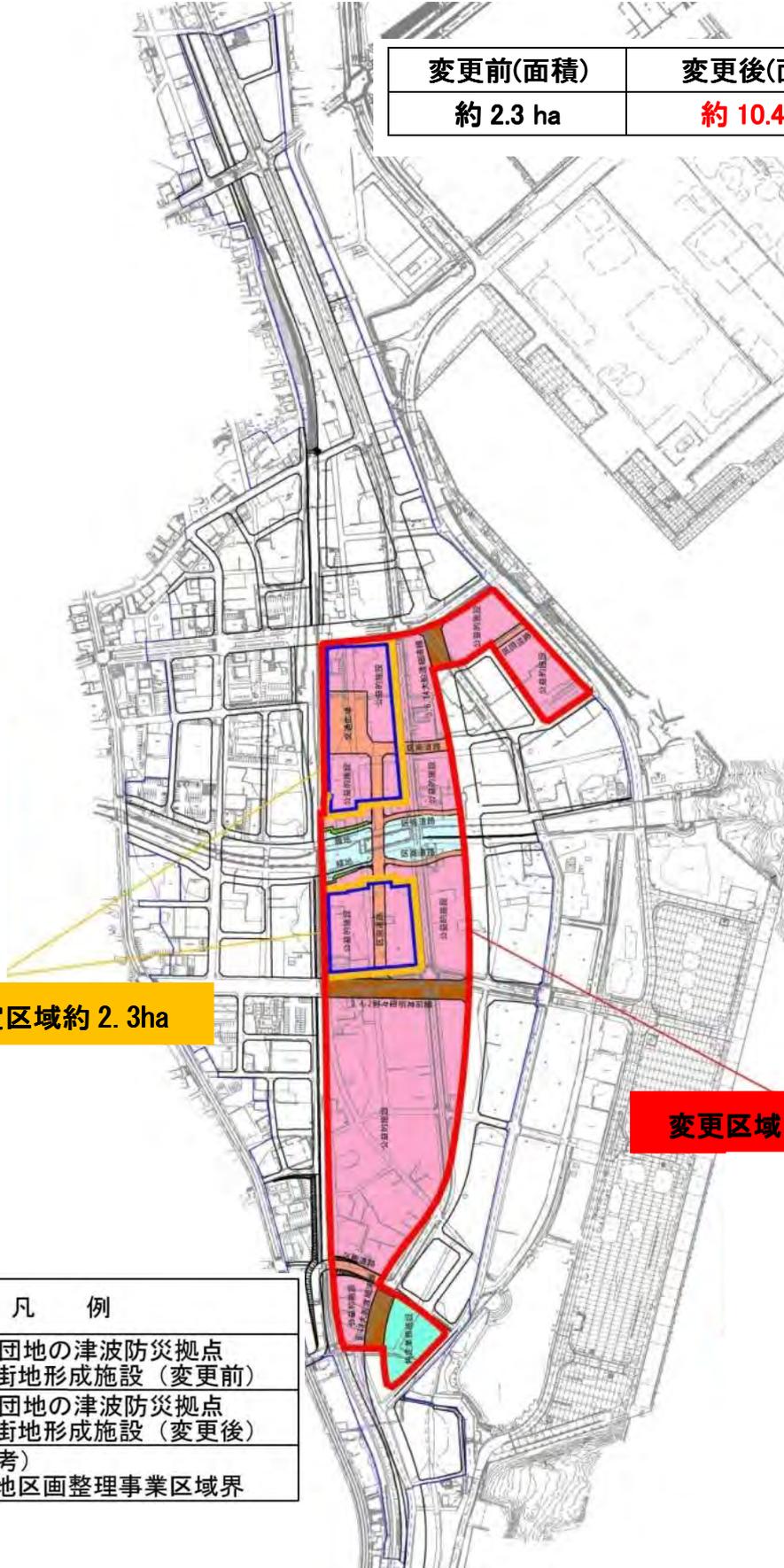
概要図

大船渡都市計画

議案第2号(1)

一団地の津波防災拠点市街地形成施設(大船渡地区)  
の変更(大船渡市決定)

変更前(面積)	変更後(面積)
約 2.3 ha	約 10.4 ha



既決定区域約 2.3ha

変更区域：約 10.4ha

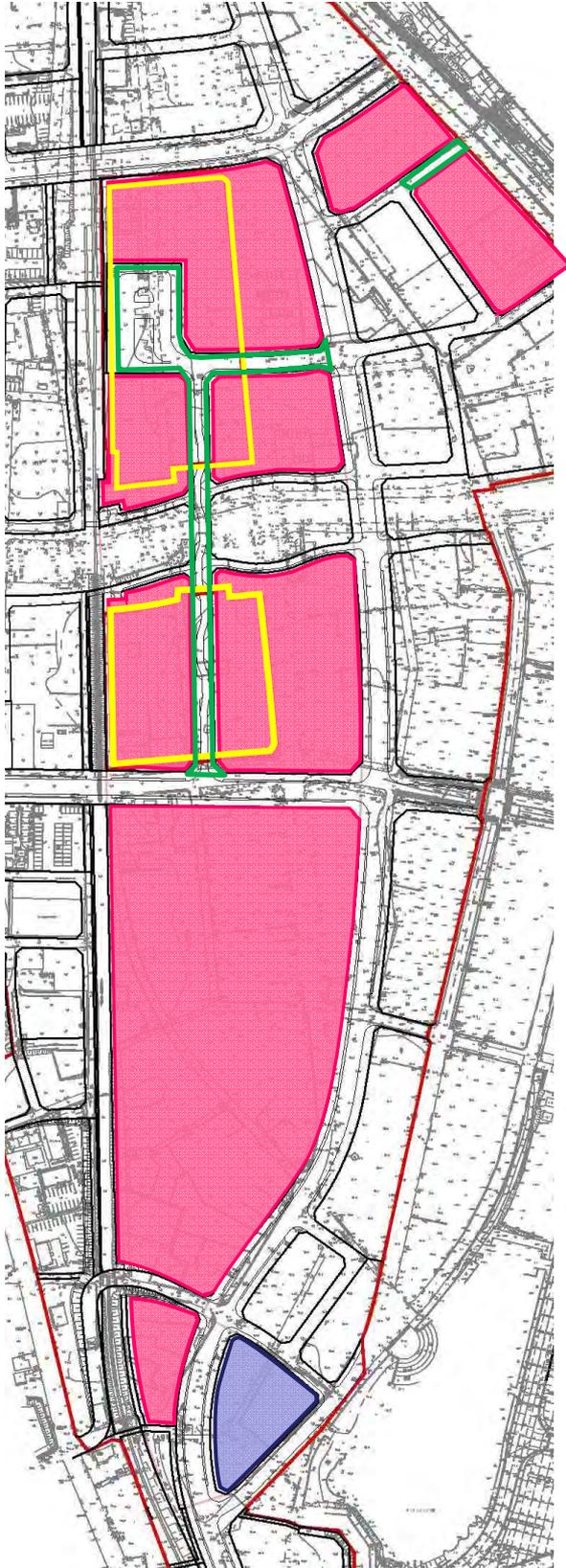
凡 例	
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設(変更前)
	一団地の津波防災拠点市街地形成施設(変更後)
	(参考) 土地区画整理事業区域界

概要図

議案第2号(2)

大船渡都市計画

一団地の津波防災拠点市街地形成施設(大船渡地区)  
の変更(大船渡市決定)



施設の内容の変更

(変更前)

- 公益的施設 面積：約2.3ha  
内容：地域交流センター、商業施設等を配置する

(変更後)

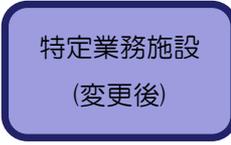
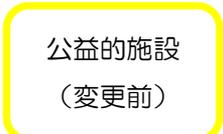
- 公益的施設 面積：約8.0ha  
内容：一時避難施設、地域交流施設及び商業施設等を適宜配置する

- 特定業務施設 面積：約0.4ha  
内容：事務所及び物流施設等を適宜配置する

る

- 公共施設 面積：約2.0ha  
内容：道路、緑地及びその他公共施設等を適宜配置する

凡例

 <p>公益的施設 (変更後)</p>	 <p>特定業務施設 (変更後)</p>	 <p>公共施設 (変更後)</p>
 <p>公益的施設 (変更前)</p>		